

議第1号

令和4年6月3日付け人復市第54号人吉市長付議

人吉都市計画土地区画整理事業の決定の件（人吉市決定）

令和4年6月22日提出

人吉市都市計画審議会

会長 柴田 祐

人吉都市計画土地区画整理事業の決定（人吉市決定）

紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業	
面 積		約 1. 2 h a	
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称
		幹線街路	都市計画道路 3・5・13 相良鬼木線
			これらについては、別に都市計画において定めるとおりする。
		<p>1 配置の方針</p> <p>本地区の南には東西方向に都市計画道路 3・5・13 相良鬼木線（W=14m）、北には東西方向に市道青井二日町線（W=7m）、東には南北方向に市道紺屋町駒井田線（W=6m）が避難路として配置されている。</p> <p>さらに街区西側の山田川堤防強化に併せて道路（W=6m）を整備することにより、外周に全て避難路を確保し、地区の防災機能の向上を図る。</p> <p>施行区域内の区画道路については、現況道路の拡幅や新規道路の整備により、狭あい道路、未接道敷地及び行き止まり道路を解消するとともに、避難路としての機能を確保できるように、土地利用や街区構成等を考慮して適切に配置する。</p> <p>2 標準幅員の設定方針</p> <p>区画道路については、原則として消防自動車等緊急車両がスムーズに通行できる幅員 6 m 以上を標準とする。</p>	
公園及び緑地		緑地広場は、一時避難地としての機能、避難路とのアクセス等を配慮しながら適切に配置する。	
その他の公共施設		<p>下水は既設管渠を活用しつつ、必要に応じて道路計画に併せた下水道管を新規に敷設し、全戸に対応するよう計画する。</p> <p>雨水は、泉田川を改修するとともに、雨水排水計画に基づいて、適切に処理する。</p>	
宅地の整備		区画道路の整備による未接道敷地等の解消、河川堤防の強化（山田川）と連携した堤防後背地の段差解消により宅地の利用増進を図るとともに、くぼ地の改善により宅地の安全性の向上を図る。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

# 理 由 書

本地区は、本市中心市街地の球磨川と山田川が合流する最西端にあり、都市計画道路3・5・13相良鬼木線が地区の南側を東西方向に連絡している。また、西側に山田川、北側と東側にはそれぞれ市道がある。

本市中心市街地は江戸時代からの町割りが残っており、古くからの城下町のたたずまいを継承し、商工業の中心的な機能や観光・交流拠点の役割を担い、本市の中核として栄えてきた歴史ある商業地である。

本地区においては事務所、店舗等が外周沿道に、地区内部に飲食店、公衆浴場、住宅などが路地、横丁に立地集積していた。

令和2年7月豪雨災害を受け、本市では令和3年3月に「人吉市復興計画」（第1期）を策定し、豪雨により甚大な浸水被害を受けた中心市街地の復興に取り組み、人吉球磨地域の復興を支える力強い地域経済の再生を進めることとしている。

また、同年7月には緊急かつ健全な復興に向け、本地区を含めた被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うとともに、同年10月には「人吉市復興まちづくり計画」を策定し、人吉の大きな魅力である相良700年の歴史とともに育んできた「多様な文化」や、「美しい球磨川・盆地」の豊かな自然を活かしながら、来訪者含めた賑わいの形成や、水害を乗り越え「安全・安心」な暮らし方につなげる、「持続可能な地域づくり」に取り組むこととしている。中心市街地地区全体の将来像として「清流球磨川と人吉らしい歴史・文化とともに、若い力と賑わいに満ち、お年寄りから子どもまで安心して暮らせるまちなか」を掲げ、実施に向け取り組むこととしている。

今後、中心市街地においては、土地所有者の意向と宅地の安全性の向上や賑わい創出といった点を踏まえ、河川堤防の強化（山田川）と連携した避難路・避難地の整備、未接道の敷地とくぼ地の解消といった面的な基盤整備を行うことで、災害に強いまちづくりの実現を図る。

以上のことから、本市として土地区画整理事業を用いて、上位計画に基づく復興まちづくりを推進するとともに、地区が抱える課題を解決し、令和2年7月豪雨からの早期復興を図るために、施行区域約1.2haについて、都市計画決定を行うものである。